

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

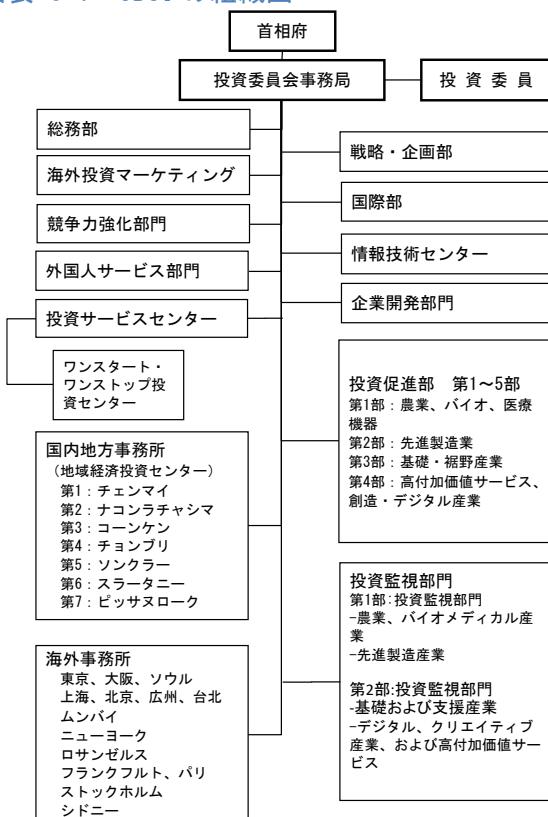
(1) タイ投資委員会 (BOI)

外国人によるタイへの投資に関する事務は、BOI がほぼ一手に所管している。BOI は、投資奨励法（1977 年）を根拠に設置された組織で、その主な業務は、①産業投資奨励策の策定、②奨励適格事業の審査・特典の付与、③その他産業投資奨励に必要な事業の認定等である。BOI は首相を委員長とし、工業大臣が副委員長となり、経済関係閣僚、タイ工業連盟、主要民間団体等の代表、顧問委員から構成される。

(2) 投資委員会事務局 (OBOI)

申請案件の審査をはじめとする業務は投資委員会事務局 (Office of the Board of Investment: OBOI) が実施している。組織構造は図表 6-1 のとおりである。

図表 6-1 OBOI の組織図



(出所) BOI 資料より作成

OBOI は、投資案件を委員会、小委員会へ提案するための事前審査、認可事業の指導、監督、投資環境の調査、普及、内外の投資誘致活動、認可事業、これからタイへ進出する企業への支援活動等を行っている。

このほか、OBOI は、タイの業種や地域ごとの投資機会に関する総合的な情報を整備し、タイ人投資家や外国人投資家に無料で提供している。また、合弁相手先、技術・経営やマーケティングに関する協力企業、下請企業に関する情報を提供する等の支援も行っている。

(3) タイ投資・外国人サービスセンター (TIESC)

2025年3月17日、従来のワンスタートワンストップ投資センター (One Start One Stop Investment Center : OSOS) の名称がタイ投資・外国人サービスセンター (Thailand Investment and Expat Services Center : TIESC) へと変更された。TIESC では、外国人事業ライセンスの取得手続、環境影響評価の実施、公共設備の利用等について、外国人投資家の利便を図っている。また、ビザや就労許可 (ワークパーミット) の手続も行うことができる。

2. 最近の動き

(1) 投資奨励策の概要

現在のタイにおける投資奨励策は、BOI 布告第 8/2565 号に基づいた、5 カ年投資奨励戦略 (2023 ~27 年) を基に実施されている (なお、投資奨励法に基づく具体的な投資奨励策、奨励業種等については、第 9 章にて詳述する)。現在の投資奨励策では、BOI の投資奨励恩典は「業種に基づく恩典」と「追加恩典」の 2 パターンに大きく分けられる。

(2) 業種に基づく恩典

「業種に基づく恩典」は、国の競争力に対する業種の重要度に応じ、A1+～A4、B の 6 グループが設定され、A1+ (デザインや R&D 等) が最も厚い恩典を受けられる。

(3) メリットによる追加恩典

「メリットによる追加恩典」とは、国や産業発展に貢献する活動への投資を奨励することを目的とし、①生産効率向上のための措置、②地域に基づく恩典、③アジェンダに基づく恩典という 3 種類の恩典からなる。

(4) 申請方法のオンライン化

2020 年 1 月から紙媒体の申請書の提出方法が認められなくなり、BOI のウェブサイトから申請を行うこととなった。また、BOI 投資奨励に基づき外国人事業許可証を取得する場合、商務省事業開発局に対する申請は不要となり、BOI に対するオンライン申請による取得が認められることとなった。

ひとくちメモ 1：タイの外資政策の変遷

【1970 年～1990 年代前半までの主な動き】

これまでのタイの経済発展において外資の果たした役割は大きく、外資政策はタイの経済・産業政策運営において重要な政策手段となってきた。現在に至っては、充実した投資奨励策が特徴的なタイであるが、過去には他の開発途上国と同様に、時として外資に対する警戒感から、外資に対する規制の強化に傾きがちであった。そうした警戒感から施行されたのが、1972 年に制定された投資奨励法（旧法）と外国企業の事業や外国人の就業規制等であった。

しかし、このような振り戻しがあったものの、その後のタイ政府及び BOI の外資導入に対する姿勢は一貫して積極的であった。1970 年代の後半には、石油ショックの影響もあり不況に見舞われたタイであったが、その打開策として再び外資誘致による経済回復に期待が寄せられるようになった。その結果、外国企業の誘致促進のため、1977 年に投資奨励法が新たに制定され、同法により BOI の権限強化、投資サービスセンターの設置等が行われた。

1980 年代後半以降、タイでは、日本を中心とした外資流入が急増し、経済も活況を呈するようになつたが、その一方で、地域間の所得格差の拡大、インフラ整備の遅れや技術者等人材不足が露呈し始めた。そこで BOI は、外資導入政策の質的転換を図り、1991 年に投資奨励法を改正し、経済発展に遅れをとつた地域への投資優遇措置の強化を行つた。

【アジア通貨危機を契機とする外資政策の変化】

1997 年 7 月に発生した通貨・経済危機は、タイの外資政策にも大きな変化をもたらした。タイ政府は、IMF の指導の下、流出する外資を抑え、国内資本の蓄積を図るため、外資への規制緩和に動きだした。規制緩和の一つとして、外資出資比率規制の緩和が挙げられる。バーツ切り下げによる外貨建て債務の増加や収益の悪化等からタイ側出資者の資金調達能力が低下し、外国側出資者の増資が不可欠であったにもかかわらず、外国側出資者に対する出資比率制限がその障害となっていたのである。BOI は、1997 年から 1998 年にかけて、外国企業についても BOI 認可特典を受けて参入できる業種を拡大していく。そして、1999 年 10 月には、外国人事業法そのものを改正し、規制業種をそれまでの 63 業種から 43 業種に削減、小売・卸売業等への外国企業の参入も容認することとなつた。

その後、タイ政府は、経済発展の推進、国際競争力の強化、地方開発の促進、産業間の連携に寄与する税制面での特典付与の適正化等を目的とした投資奨励策を策定し、2000 年 8 月以降の認可事業から適用した（BOI 布告（2000）No.1, 2）。

【さらなる成長を目指して】

2015 年 1 月からは従来制度から一新した投資奨励策が策定・施行された。新投資政策の下では、研究開発やデザイン等、付加価値の高い企業活動が奨励される等、産業高度化に向けた取組が強化されている（BOI 布告第 2/2557 号）。政府は 8 力年投資奨励戦略（2015～2022）により、「サフィシエンシー・エコノミーに基づき、持続的成長をもたらし、中所得国の罠を乗り越え、競争力を高めるために国内及び海外での高度な価値のある投資を促進する」という投資促進のビジョンを示し、2017 年 1 月には改正投資奨励法が、同年 2 月にはインパクトの大きい新たな投資を呼び込むための特定産業競争力強化法という新法が制定された。

2022 年 11 月、BOI は 2023～2027 年を対象とする新たな「5 力年投資促進戦略の概要を発表した。同戦略では「イノベーティブ」（テクノロジー、イノベーション、クリエーティビティを基盤とする経済）、「コンペティティブ」（競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済）、「インクルーシブ」（社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済）という 3 つのコンセプトを掲げ、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」を構築するとの方針が示されている。この戦略に基づき具体的な投資奨励策が発表され、バイオ・循環型・グリーン（BCG）経済やデジタル分野等の新産業への投資誘致が強化されている。また、恩典の手厚さを示す等級も新たに『A1+』が追加され、特定の条件を満たす事業に対して 10～13 年の法人税免除恩典が付与される。